

公共工事の前金払制度の見直しについて

建設業者の資金調達の円滑化を図り、公共工事の適正な施工を確保するため、本町が発注する公共工事及び工事関連業務委託について、前金払及び中間前金払制度を下記のとおり見直します。

記

1 前金払制度の適用範囲の拡大

(1) 対象金額の引き下げ

従来、契約金額 500 万円以上の土木建築に関する工事が対象でしたが、対象金額を契約金額 **300 万円以上**に引き下げます。

(2) 支払限度額の撤廃

従来、前金払の上限額は 5,000 万円、中間前金払の上限を 2,500 万円としていましたが、**支払限度額の上限額を撤廃**します。

(3) 公共工事に伴う設計・調査・測量業務に係る前金払制度の導入

従来、工事案件に限り導入していた前払金制度を、**公共工事に伴う設計・調査・測量業務にも拡大**します。

2 適用開始日

令和 2 年 1 0 月 1 日以降に発注する案件から適用します。

●改正前

工事	前金払		中間前金払	
	契約金額	500 万円以上	契約金額	500 万円以上
	割合	契約金額の 40%以内	割合	契約金額の 20%以内
	支払限度額	5,000 万円	支払限度額	2,500 万円



●改正後

工事	前金払		中間前金払	
	契約金額	300 万円以上	契約金額	300 万円以上
	割合	契約金額の 40%以内	割合	契約金額の 20%以内
	支払限度額	上限なし	支払限度額	上限なし
調査・設計 測量	契約金額	300 万円以上	適用外	
	割合	契約金額の 30%以内	適用外	
	支払限度額	上限なし	適用外	